

日本の大学の国際化

Internationalizing Japanese Universities

所 澤 保 孝

はじめに

今年四月、東京大学にて催された異文化間教育学会第三回大会におけるシンポジウムの席上、シンガポールに日本の予備校が三校進出することが決定したとのことが話題にのぼった。そもそも近代における教育は非常に自国的色彩の強いものであるが、このシンガポールの例は、教育における日本の自国主義がいまや外国にまで進出しようとしていることを如実に物語っており、日本の教育の異常さ、不自然さを感じない者はいないであろう。

このような現象は独り予備校関係者や海外に在留している親たち、ましてその子供たちにも責任が帰されるべきではなく、日本人一人一人、特に受験戦争の頂点となっている大学関係者たちがこの問題に正面から取り組み、意識を改めてゆかなければならぬ点であろう。

日本の大学の国際化を考える場合、大きく分けて次の三つの理由からその必要性が説かれる。第一に、前述の例の如く、大学入試が五月兩式に海外・帰国子女教育にまで大きく影響を及ぼしている点。これは日本における学校教育全体に対していえることであるが、海外・帰国子女教育に関していえば、その問題の大部分は大学入試との関係において存在するといっても過言ではない。

第二に、いわゆる国際化時代・世界共同体主義とのかかわりにおいてである。人類は近年、地球という運命共同体の一員の意識をますます切実に実感させられている。一国で起ったことが瞬時に世界に伝わり影響を及ぼすし、地球の規模で解決せねばならない問題は山積している。島国日本といえども、世界から孤立しては片時も立ち行かない。相互依存と協調と共生が求められる時代なの

である。近年、世界経済における日本の役割が重要になるに従って、日本は先進諸国から「世界共同体の一員」としての意識に目覚めるように求められ、「世界に開かれた人間の形成」のための教育を行うように強く要請されている。

教育には、子供たちがそれを受けてから、学んだことを基礎に社会において実際に活躍し、世界を形成してゆく一翼を担うに至るまで、何年もの時間的ギャップがつきまとう。初等・中等教員養成の任務を帯び、実社会への窓口でもある大学において、「世界に開かれた人間の形成」のための教育が焦眉の課題と唱えられるゆえんである。

第三に、教育機関としての大学の本質にかかわってである。前述の第一、第二の点においては、大学の国際化があたかも国際化時代における社会的諸病状の治療や、外国からの要請に対応するために求められているという印象を与えたことであろう。しかし、それらは究極的には大学の国際化に対して、第一義的理由づけとはならない。いうまでもなく、大学の一大目的は教育にあり、教育とは人格の形成を望ましい方向へ助け導こうとするものであって、大学の環境もそれに適したものであるべきである。大学が教育の場である限り、その国際化の根拠は大学の外にはなく、何よりも、そこに学ぶ者の人格形成のためという教育本来の目的に求められるべきである。日本の大学の国際化は、学生のよりユニバーサル(普遍的)な人格形成のために必要不可欠なものである。この必然性を無視しては、大学の国際化は単に一時代の流行現象にとどまったり、政治・経済の道具と化してしまうであろう。

日本の大学の国際化に関しては、昭和49年5月に中央教育審議会より『教育・学術・文化における国際交流⁽¹⁾』の答申がなされ、大学の国際化についての諸方策が打ち出されたが、一部の拠点大学を除いて各大学における実状は旧態依然としたものである。その背景には種々の原因が考えられるが、本稿においては、日本の大学における国際化の具体的な手段として国際交流をとりあげ、その特徴及び現状や問題点を指摘し、今後の課題を提示する。

I 教育の国際化

1.1 教育の国際化への要請

現代世界における教育の流れを巨視的に見た場合、注目すべきものは、「国民教育」の流れと「国際教育」の流れである。⁽²⁾

近代国家が「国民教育」に多大なエネルギーを費やす背景には多くの契機が考えられるが、自国の発展、すなわち軍事力・経済力・文化力、総じて「国力」の増大を中心課題とし、教育をそのための手段として捉えており、自国益主義の弊は免れがたい。

第二次世界大戦後の多くの植民地の独立、それらの国々において国づくりの基礎を教育に求める世界的傾向の増大。1957年にソ連の人工衛星「スプートニク号」打上げ成功に始まる、アメリカ・ソ連における科学技術教育の熾烈な競争。これらは国民教育制度開始以来の目的である国家の経済的・軍事的目的のために教育が用いられている例であって、現代世界の教育をこの視点から分析すると、各国の教育はますます自国益主義に傾き、国家間における教育競争は国運を賭して苛烈を極めてきているといえよう。

一方、人類は長い間、個人的な提唱や小グループによる運動の域を脱し得なかった国際的協力組織を、今世紀に至ってはじめて実現した。残念ながら、最初の試みである国際連盟は戦争のために崩壊し、二度目の試みである国際連合も未だ「世界の政府」たるに至っていないが、この協力組織の実現こそ人類が長い間待ち望んでいたものである。

パリに本部を置くユネスコは、いうまでもなく、国際連合の教育・科学・文化機関であって、創立以来30年を経過し、世界の平和と人類の福祉の達成に邁進し、その活動はますます重要性を高めている。この国際的協力機関の出現こそ20世紀に生きるわれわれが、他の時代的人类に対して誇り得る輝かしい事業の一つであるといえよう。現代世界の教育の一大特色である国際主義は、決してユネスコのみで代表され得るものではなく、IBE（国際教育局）や OECD の活動など数多くの私的・公的組織によるものがあり、今や教育の国際化の波は想像以上に広がっているともしえよう。

日本においても教育の国際化は、経済の高度成長に伴って注目を浴びるに至り、1970年代には矢継ぎ早に幾つかの政府関係審議会答申が出された。日本において教育の国際化が何故要請されるに至ったか、その要因を分析すると、

「現実的な要因」と「意識上の要因」とに分けることができる⁽³⁾。この二つの要因を簡単にまとめてみると、次のようにいうことができる。

(1) 現実的な要因

現実的な要因とは、「政治・経済・産業・社会・文化の諸活動が国境を越えて拡がり、コミュニケーションや交通の発達とあいまって、各国民間のさまざまなレベルでの接触の機会の拡大を促していることをいう。こうした現実的な要因は、例えば各国民間の接触にかかわる個人に対して、外国語の習得や外国の理解、あるいは外国人と交際したり協力できる能力等を持つことを求め、教育の場においてこうした諸能力が開発されることが必要とされるのである⁽⁴⁾」。

(2) 意識上の要因

意識上の要因とは、「こうした現実的な接触を通じて各国民の間にそれぞれが人類社会の一員であるという共通の意識が広がっていることを指す。もちろん各国民間の接触が直ちに人類社会の意識につながるものではないことは過去の歴史の示すところであるが、しかし少なくとも第二次世界大戦の惨禍を経た今日では、「人間みな家族」の意識が各国民の間に定着したとあってよいであろう。そして、こうした意識の下で教育は各国民間の連帯の意識を強めるものとして、またそれぞれの国民が共同し協力し合ってつくり上げてゆく活動としてみなされてきたのである。国際連合・ユネスコ、その他国際機関による国際協定や教育活動は、こうした人類の一体意識に基づくものである。元来現実的要因と意識的要因とがあいまって教育の国際化が押し進められるべきであるが、実情は現実的要因が先行して、性急に外国語の習得や技術的面が強調され、教育の国際化があたかも外国との交渉技術修得の意味に矮小化されたりしている⁽⁵⁾」。

一方、「国際化」という言葉が実態を捉え難く、大半の日本人には日常生活上縁遠いものに思われ、各人に直接的利益をもたらさないとと思われるために、教育の国際化が観念的「タタマエ論」に終わってしまう傾向がある。教育の国際化は、決して実現不可能なユートピアを目指すものでも、現実の国家間の自国益本位の政治・経済競争の道具でもなく、人類社会が一つであり、また一つでなければならないという現実と理想の中で、その両者に橋渡しをする活動な

のである。

1.2 学校の国際化と問題点

日本の教育の国際化を教育の現場である学校レベルについて調べてみると、内容は多岐にわたるが、次のような分野に整理することができる。⁽⁶⁾

(1)学校教育の目的に関するもの

(2)学校教育の内容に関するもの

a)外国語教育

b)日本語(国語)教育

c)国際理解教育(平和教育、人権教育)

d)教科書

e)その他カリキュラム全般にかかわる問題

(3)生徒、教師の交流にかかわるもの

(4)学校制度にかかわるもの

a)海外子女教育

b)在日外国人教育

c)その他日本の学校制度全般にかかわる問題

これらの諸分野について詳しく現状を述べることは、本稿の目的から逸れるので、ここでは簡単に問題点を指摘するにとどめる。

日本の学校の国際化に伴う問題は、前掲の諸分野における個々の問題として解決されるべきであろうが、同時にそれらは現行の日本における学校教育の目的・内容・制度全般と深くかかわっており、日本の学校教育の在り方そのものに対する問題点なのでもある。日本の学校の国際化に対して障害となる要因をまとめてみると、第一に、本稿の冒頭で紹介したシンガポールにおける予備校進出の例に代表されるように、日本の大学入試の激化と教育における「選抜機能」の突出という問題がある。第二に、専門家の間では、語学教育は早期に実施するのが学習効果の点からいって望ましいことは周知の事実であるにもかかわらず、それが未だ実現されていないことに見られるように、強力な中央集権的かつ画一的な国家主導型教育行政にかかわる問題がある。第三に、これも今年の異文化間教育学会において指摘された点であるが、海外で教育を受けた子供

が日本の学校や社会に戻る際に非常な困難を感じる背景には、日本の企業や学校関係者が、日本以外の外国制度における教育を正統なものと認めようとしないうこと、すなわち日本の学校教育の根本が、「生徒一人一人の人格形成のため」という世界共通の教育目的に根差していないことからくる問題等をあげることができる。

一例をあげれば、1950年代後半よりわが国の産業はいわゆる高度成長の段階に入り、経済をはじめとする政治・文化の諸分野での国際活動が活発化してきた。これに伴って、多くの人々が家族とともに海外に在留するようになると、その子供たちの教育が深刻な問題となり、海外・帰国子女教育が重要な課題として取り扱われるようになった。現在海外には義務教育年齢層で3万人以上もの日本人子女が在留し、日本人学校・補習授業学校・現地学校・その他の教育機関で学んでおり、小・中・高等学校レベルで年間約7,700人の子供たちが海外から帰国し、日本の学校に転入学している。ところがこれら海外から復帰した子供たちは、上級学校進学のための受験教育の場となっている日本の学校において、彼らの海外における経験を生かすことができない。

日本の学校の国際化を考える場合、激化を増す入学試験制度を抜きにして語ることは非現実的である。このことは学校教育の内容に関してや、生徒の交流についても同じことがいえる。帰国児は日本の学校において、言語・文化のハンディに加えて、受験に必要な知識・技術・競争心等において二重・三重もの負い目を負うことになる。ここで問題となるのは、帰国子女の教育問題をごく一部の特殊例であるとする、一般日本人の「特殊化」意識である。教育の国際化の問題は、日本の受験体制に代表される現行の教育制度、およびその体制を生み出し持続している日本人の自益主義意識の変革を求めずして、根本的には何ら解決し得ない。それは同時に、「異質なもの」に対して非寛容な日本社会一般の閉鎖性、画一的で閉鎖的な国民教育制度に対する変革の要請なのでもあ⁽⁸⁾る。帰国子女が日本の学校で海外の体験を生かせないことは、留学した者が留学経験を生かせないことにもつながっている。国際化時代の今日、日本の学校や社会は、もっと積極的に彼らの異文化体験を活用できるようにするべきではないだろうか。

II 日本の大学における国際化

2.1 大学の性格

近代の大学、いわゆるユニバーシティと呼ばれる大学の起源は、中世ヨーロッパにおけるボローニャ大学やパリ大学に求められる。これらの大学は当初から国際的存在であった。中世の大学は、ステュディウム・ゲネラーレ(Studium Generale)と呼ばれ、ゲネラーレとは国籍の如何にかかわらず、ヨーロッパ・キリスト教世界の国々から遊学する人たちに対して開かれているという意味であって、その授与する学位は、「あらゆる所で教える資格」としてヨーロッパ全体が認めているものであった。⁽⁹⁾したがって、中世ヨーロッパにおける大学は、単にフランスのパリ大学や、イタリアのボローニャ大学というような一国家のための大学ではなく、ヨーロッパ・キリスト教世界全体のパリ大学であり、ボローニャ大学であったといえる。

事実パリ大学は、当時のヨーロッパにおける最高学府であり、ヨーロッパの学者・知識人の共有物であった。中世哲学の権威者であるエチェンス・ジルソンの研究によれば、13世紀のパリ大学における有名な教授の中には、一人もフランス人がいなかったということである。⁽¹⁰⁾このことは、当時のパリ大学が国籍にとらわれず、外国人であっても優秀な者を教授として積極的に起用したことを物語っている。パリ大学においては、フランスについて教えていたのではなく、真理の探究・普遍的真理の教育が大学の最も重要な使命とされ、実行されていたことが窺われる。中世ヨーロッパにおける大学の性格をまとめて表現するならば、「超民族・脱国家的な性格を持つキリスト教世界、共通語ラテン語という普遍的なものを背景とし、他方、民族の多様性を基盤として成り立った、ひとつの結社的性格を持つ集団であり、国際的教育センター⁽¹¹⁾」であったということができよう。

このように近代の大学は、その起源から「国際性」の上に成り立っていたのである。大学の目的を考えた場合、その第一義は「普遍的真理の探究・人格の形成」にあり、普遍的真理や人間について探究をする以上、自国の枠や自国のみにあてはまる方法を用いて学術研究を行うことは適当ではない。したがって、

必然的に世界に共通する理論や方法を志向せざるを得ず、外国における情報や外国の研究者たちとの接触を積極的に行わなければならない。事実、洋の東西を問わず、大学には外国の文献や外国人研究者・留学生たちが他のどの社会よりも多く存在する。

一方、近代の大学はその起源と目的からして国際性を有しているとはいえ、教育の「国家化」の洗礼を受けて存在している現代の大学にとって、その維持母体である「国家・地域社会」からの影響を考慮しない訳にはゆかない。とりわけ現代の大学の目的には、「教育」「研究」に加えて「地域社会への貢献」があげられ、大学の目的・機能ともに「地域社会」との関係が重要度を増している。

このように現代の大学は、「国際性」と「地域性」という互いに相反する基本的性格の上に成り立っており、大学はその目的を遂行してゆくために、この二つの相反する要請に応じてゆくことが求められている。

2.2 日本の大学における国際化の特徴

遣隋使・遣唐使に代表されるように、日本は古来より朝鮮半島や中国本土と交流を持ち、先進文化をこれらの国々から積極的に取り入れてきた。奈良時代・平安時代を通して、律令政府における官僚の養成機関として都に存在した大学寮や地方における府学・国学は、中国における学校制度の模倣であった。その後、10世紀以上にも及ぶ長い間の半島や中国その他の国々との交流を通して、日本人は常に先進技術や文化を外国に求める態度が形成されるようになった。¹²⁾ したがって、幕末になって日本が軍事的・科学技術的に非常に優れた西洋諸国と出会った時、その文化を導入する洋学校を設立したことは当然の倣いであった。¹³⁾

明治になって時の政府は、「万国対峙」「富国強兵」の国家目的を達成するために近代化＝工業化＝西洋化の政策を押し進め、各省は異なった西欧の国をモデルに省立の官僚養成学校を開設し、モデルとなった国から教員を招聘して洋式教育にあたらせた。このことは江戸幕府による開成所の後身であり、明治10年に開設された東京大学も例外ではない。皇漢学を根幹とする大学本校が内部争いにより廃止され、洋学を主とする大学南校と西洋医学校である大学東校が

東京大学に統一されたこともあって、総理・学部長・諮詢会会員などの管理的ポジションを除いて、学術研究・教育面においては圧倒的に外国人教員に頼っていた。⁶⁴ これら明治初期の学校において、教授言語はそれぞれのモデルとなった国の言葉が用いられ、学校はあたかも「日本の中の小ヨーロッパ」の観を呈していた。日本の近代高等教育機関には、このようにして日本人の自由な主体的選択による、幾つかの異なった欧米学校モデルが結果として存在していた。したがって、教育の方法や教授言語、外国人教員の比率からいえば、明治初期の高等教育機関は、現在の大学をはるかに凌ぐ「国際性」「国際的色彩」を備えていたといえよう。その後、明治19年の帝国大学令の成立により、日本の大学は「自国化」の傾向を強め「国際性」は後退していった。

前述の帝国大学令は、第一条に大学の目的を「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及基蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」と規定しており、これが当時の帝国大学の学生や教授陣にどれほど知られていたかは定かではないが、明治政府の帝国大学設立の国家的意図を端的に表わしているといえる。⁶⁵

明治10年に東京大学が設立された当初、大学には31名の教授がおり、そのうち21名は外国人であり10名が日本人教授であった。この10名の日本人教授たちも、それぞれ外国留学を経験した者ではあったが、どちらかといえば欧米人教授の補助的役割を果たしているにすぎず、特にそのうちの5名は医学部において、ドイツ語で教育が行われる正規のコースを担当することが許されず、一段レベルの低い「簡易速成」⁶⁶のコースだけを担当していた。

日本の近代化＝工業化＝西洋化を急ぐ政府は、大学を西洋文明導入の一大拠点とみなし、「日本における小ヨーロッパ」として大学を発足したが、後年段階的にこれを「日本化」していった。その第一段階は明治13年から14年の間に行われた。明治14年には東京大学もようやく内部的に整備されるようになり、外国人と日本人の教授の比も前年の19人对10人から、一挙に逆転して14人对19人となった。また、身分上「教授」となり得るのは日本人に限られ、以来今日に至るまで、外国人教員は日本の国公立大学において「外国人教師」として身分づけられ、員外教授的地位を与えられるにすぎなくなった。⁶⁷

外国留学から戻る日本人教授たちの数が増えるに伴って、この頃から政府は

日本人教官は日本語で教授するよう指示を与えており、法科大学では毎年日本語で教える科目を少しずつ増やし、明治20年頃にはすでに一応どの科目も日本語で教えることができる態勢を完成した。⁽¹⁹⁾

第二の段階は講座制が導入された明治26年頃であり、この頃になるとすでに教授の数からいえば、外人教師17名に対し日本人教授は68人にも及び、外国法や外国文学といったごく限られた科目以外はすべて日本人教授陣で賄えるようになった。⁽²⁰⁾同時に、「大学院」および「学位」制度も定着しはじめ、その結果日本の大学院出身者や国産の「博士」たちが出現するに至った。⁽²¹⁾これにより、日本の大学を出て欧米の大学で研究をし、帰国して、日本の大学教官になるという従来の教官ルートに加えて、日本の大学院で研究を続けたり学位を獲得したりすることにより、外国留学をせずとも大学教官になることが可能になった。⁽²²⁾ここに日本の大学は、特殊な例を除いて、教育・研究を自給自足できる態勢を完成したのである。その後は日本社会の「閉鎖性」や「学閥主義」も手伝って、国益のために設立された大学において、日本人により日本語で、日本国内でのみ教育される、いわば純粹培養的国内教育の再生産が、第二次世界大戦によって日本が国際社会で孤立し崩壊するまで続いたのである。

以上、明治前期における東京大学・帝国大学の経緯を述べてきたのであるが、さらに一步深くこれらの諸改革を遂行した日本人の意識にまで立ち入って考えてみると、奈良時代から戦後アメリカをモデルに経済発達をとげた今日に至るまで、基本的特徴は変わっていない。すなわち、常にその時代の先進諸国に範を求め、その文化を「輸入」する対象としてしか先進国を見ていないこと。このことは逆に、後進国を「輸出」する対象としてしか見ないことにもつながる。

文化の「輸入」および「輸出」の視点が「自国益主義」であること、常に「採長補短」、もっと端的には採長「補短」の精神で貫かれ、外国と対等の立場でつき合い助け合ってゆこうとする精神が欠失していること。換言すれば、「世界と共にある日本」「世界共同体の一員」という意識が薄く、大学が世界の福祉のために積極的に貢献してきたとはいえない。

現在日本は、貿易立国としてその存在を大きく他の国々に依存しており、「日本のため」からだけではなく、「世界社会の中の日本」という視点から物事を見

直し考えてゆかなければ立ちゆかなくなる、と同時に、日本がその重要な成員である世界社会も立ちゆかなくなる。日本人全員そして日本の大学全体が、狭い「国益追求主義」から「国際参加」へと視点の転換を強く迫られているのである。

2.3 大学の国際化に対する公的機関からの要請

日本経済の発達により海外における日本企業の動きが激しくなり、世界経済に占める日本の役割が重要になるにつれて、日本の教育の国際化に関する内外からの要請も増加してきた。日本政府はこの問題に関して、昭和31年には中央教育審議会より『教育・学術・文化に関する国際交流の促進について』の答申を受けた。昭和41年に同じく中央教育審議会から、『期待される人間像』において「世界に開かれた日本人」の答申を受け、この線で「教育改革」「教育の国際化」への方策を示すことが期待された。しかし、具体的に施策が提案されたのは、昭和49年の『教育・学術・文化の国際交流について』の答申においてであった。

大学の国際化について重要な意味を持ち、かつ本格的な方針を打ち出している公的機関からの報告書および答申としては、①『OECD調査団報告書』（OECD、昭和46年）、②『教育・学術・文化における国際交流について』（中央教育審議会、昭和49年）、③『学術振興に関する当面の基本的な施策について』（学術審議会、昭和48年）の三つがあげられる。

(1) OECD（昭和46年）『OECD 調査団報告書』

OECD 教育調査団は昭和45年1月に来日し、日本の教育について初等教育から高等教育に至るまで調査・研究し、昭和46年11月にその見解をまとめた。報告書の中で、特に「世界参加のための教育」という一章を設けて、日本における教育の国際化の必要を次のように勧告している。「今日〔日本に〕求められることは、基本的な態度の変革である。もはや世界を技術や原料を得て生産物を売るといった単なる市場としてみることは出来なくなった。国際主義が新しい意味を獲得したのだ。日本は100年前、明治維新の後に国際舞台に仲間入りし、国家の為に勉強させ、仕事をさせる為に国民を海外に送り出してきた。今日の日本に要請されるのは、他の OECD 加盟国の場合と同じように、世界を

代表して、国際参加への道を進むことである。」

報告書は日本の高等教育の国際化に関して、具体的に次のように提言している。⁽²⁾①外国語教育の改善——すべての教育段階のすべての学生のためのランゲージ・ラボラトリーや外国語教育センターの強調、実際に役立つ外国語の習得の重視。②外国留学の奨励——外国留学を正式に認めること。学士号レベルの学位を外国で取得するよう学生を奨励すること。③外国人に対する日本の教育機関の開放——大学の正規の教育課程の一部を外国語で授業すること。初等・中等教育でも外国語教育のために外国人教師を大いに活用すべきこと。日本の教育機関とりわけ大学が外国人を雇う際の手続きを全面的に検討し直すべきであること。④世界的な役割を果たす教育——世界性を持つ人材を養成すること。自国の必要だけでなく、世界の必要に応じた、もっと普遍的な科学や技術を創造するような教育内容にすること。⑤国際協力——基本的な態度を「国際参加」へと変えること、などである。

(2) 中央教育審議会答申(昭和49年)『教育・学術・文化における国際交流について』

2年間の調査・審議の後、昭和49年5月に出されたこの答申は、諸国民間の協調と相互の発展の基盤となるべき教育・学術・文化の国際交流の目標および基本的考え方を明らかにし、今後わが国が取り組むべき重点施策として、次のような基本的事項を提言している。すなわち、①国際社会に生きる日本人の育成、②人物等の交流事業の拡大、③交流のための組織体制の整備、④外国人受入れ環境の整備、⑤発展途上国に対する協力、⑥外国人に対する日本語教育の振興、⁽³⁾の6項目である。

この答申において学校教育については、特に国際社会に生きる日本人の育成の具体的な課題として、国際理解教育、コミュニケーションの手段としての外国語教育、および国際的に開かれた大学の3点について提案を行っている。大学に関しては、第二部の「答申」の中で「大学の国際化」という一項を設けて、次のように提言を行っている。「大学は歴史的に見て、国際的な性格と役割を有するものである。各大学は自ら国際的使命を自覚し、学内におけるその本来の教育研究環境を確保し、日常的活動の一環として、国際交流活動を積極的に

推進すべきである。特に、国際性の啓培や国際理解の促進を目的とした教育研究活動や、教員・学生の国際交流活動を推進するとともに、その体制を整備する必要がある。」とし、次のような重点施策を示している。

a) 従来断片的であった外国に対する理解および研究を総合的な観点から促進するため、地域研究や比較研究等を一層推進すること。また、教育面においてその成果を反映させるためにも、関係諸分野における教育・研究体制の整備を図ること。

b) 留学生交流担当組織の拡充を図るとともに、留学生の受入れおよび派遣等大学の学生国際交流活動を積極的に勧奨し、援助すること。

c) 外国人教員の採用を容易にし、積極的に受入れる必要がある。そのために、現行の処遇・任用等に関し、具体的な改善策を至急検討すること。

d) 大学における国際的な研究協力を積極的に推進するために必要な援助措置を講ずること。

e) 以上のような諸課題を含め、国際化を促進するための特別計画を持つ大学に対して、積極的な財政援助を行うこと。

さらに以上のような重点施策を実行に移すために、答申附属書の中で次のような具体的方針を奨励している。

a) 地域研究、国際関係論、文化人類学、比較文化、比較教育等に関する諸分野の教育・研究組織を、これまでの学問体系にとらわれることなく整備するとともに、これらに関する特定研究プロジェクトを積極的に勧奨し、援助すること。

b) 一般教育科目として、地域研究、比較研究等に関する授業科目を開設する等、国際理解を促進するための教育の充実について配慮すること。

c) 留学生の受入れおよび教育・厚生補導ならびに留学生の派遣を円滑かつ効果的に行い得よう、大学における留学生交流担当組織の拡充整備を図ること。

d) 国立大学が外国人教員を受入れる際に、日本人教官と同じ処置ができるような措置を検討するとともに、必要に応じ、現行方式のほか、一定の任期を定め特別に高額の給与を支給する方式も併用することを検討すること。ま

た、教員の募集は、海外の大学等でも積極的に行うなど、優秀な教員の採用を一層容易にする措置を講ずるように努めること。

e) 大学における研究者の研究業績の評価を行うにあたって、分野によっては外国人学者をも審査に加えることを検討すること。

f) 大学における学年の始期について、学生・教員等の国際交流を促進する観点からも検討すること、などを打ち出している。

(3) 学術審議会答申(昭和48年)『学術振興に関する当面の基本的な施策について』

昭和48年10月に出された答申は、「国際的に開かれた研究組織の確立と国際交流の促進」について次のように述べている。「学術の発展は普遍的・世界的なものであるから、学術研究の中心機関である大学等の体制と運営は、学術の国際交流をいわば平常の活動として営むに適したものでなければならず、この意味で、大学等の研究機能は当然のこととして、国際的に広く開放されていることが必要である。また、従来、学術の国際交流に関する我が国の方策は、先進国から学ぶことを主眼とする傾向があったが、これから脱却して、積極的に世界の学術の発展に寄与する態度をもって、施策を進める必要がある。」

また、同答申は「学術の国際交流の主要な内容をなす研究者の交流を促進するために必要な、大学等の制度上、運用上の整備改善の方向」として次のような提案を行っている。

a) 特に日本の積極的な寄与が期待される分野への国際的協力による研究の場と環境の整備。

b) 外国人研究者を国内教員と同じ資格の教員として大学に受入れるための制度面・運用面の措置の検討。

c) 国際化を積極的に進めようとしている大学等への特別援助措置。

d) 日本人研究者の派遣を円滑化するための教員配置やプール化の工夫。

e) 研究評価システムへの外国人研究者の参加。

f) 外国人研究者の受入れ体制や環境整備、研究支援措置。

さらに、「今後特に留意を要する」国際交流に関する施策として、

a) 現行の在外研究員制度の改革と整備、特に公私立大学の在外研究制度の

整備拡充、外国人研究者招致制度の拡充や短期研究協力制度の開設。

- b) 国際共同研究の計画化と世界的プロジェクトへの参加奨励。
- c) 国際研究集会への派遣制度の充実とわが国での開催に対する援助措置。
- d) 開発途上国との交流の促進や地域研究の促進。
- e) 外国人研究者の国内受入れ体制の整備。
- f) 特殊外国研修の場の整備、などがあげられる。

以上三つの報告書や審議会答申のほかに、大学の国際化に関係のある報告書としては、①文部省学術国際局による『わが国の学術』（昭和50年）、②日本経済調査協議会による『国際教育交流の諸問題』（昭和51年）、③学術審議会による『発展途上国との学術交流の推進』（昭和52年）、などがあげられる。

これらの勧告・答申の結果や日本経済の発展もあいまって、国際交流関係国家予算の漸次増加、文部省内に学術国際局の設置、一部国立大学へ国際主幹の配置、外国人客員教授制度、国際交流基金の設置、日本学術振興会による「発展途上国との学術交流プログラム」の開始、国際連合大学の日本誘致等、日本における学術・教育・文化の国際化の条件が徐々に整備されつつある。

2.4 国際機関との関係

(1) ユネスコ (UNESCO)——国際大学協会 (IAU) との協力

ユネスコの活動は1960年代以降、発展途上国の開発援助のための事業が大幅に増加しているが、高等教育に関係した活動としては、高等教育の新しい動向の研究、国際大学協会との合同研究、高等教育における地域間の協力、学位や称号の国際的な認定と比較等に関する事業が続けられている。特に、「大学と国際協力」の分野に力を入れ、国際学会の組織・連合化、世界の高等教育調査レポート、各国における教員・学生の国際的交流に関するレポートなどを刊行している。

国際大学協会は、第二次世界大戦の後、大学自体が国際協力をしなければならないことが痛感され、1950年にユネスコの肝入りで発足した。前もって決められた各国の大学に共通な問題について、綿密な調査・研究の結果を持ちより、5年ごとに開かれる総会にて調査報告書を基に討議が行われている。日本は協会には設立と同時に加盟し、1965年には世界各国の代表を日本に集め、東京大

学にて第四回総会を開催して、「高等教育への進学」「発展に対する高等教育の寄与」「大学の自治」について討議している。大学間の国際協力について、ユネスコと国際大学協会とが協力して、実態調査を行い報告書を作成している。報告書は、大学間の協力の方法を六つのパターンに分類しており、教育機関の国際協力の形態を知るよい手がかりとなる。それらの方法は、①大学を新しくつくるための援助・協力、②大学の中で新しい学部、学科、研究所等をつくる際の協力——この分類には大学間の定期的な教員の交換も含む、③定期的な交換以外の個々の教員の交換、④大学同士で行ういろいろな会議やセミナーの開催、⑤学生の交換、⑥いろいろな式典や行事への代表の派遣、などがあげられる。

(2) 国際連合大学、ユネスコ国際大学院との協力

国際連合大学は、ウ・タント前国連事務総長が1969年に行った提唱に基づき、1972年に国連総会で設立が決定され、1974年12月東京に仮事務所が開設された。この大学は、人類の存続・福祉・開発といった世界的課題について、世界の英知を集めて研究と教育(大学院レベル)を行うとともに、その成果を国連や関係諸機関および広く世界各界に伝達し、人類の知的向上を図ることを目的としている。具体的活動は、大学本部を中心に世界各地に設置される同大学の研究研修センター、ならびに各国既存の研究研修施設との提携によって事業を実施するもので、いわば研究研修機関および研究者の世界的ネットワークともいえる。

大学が取り組む優先領域として、①世界の飢餓、②天然資源の管理と利用、③人間の社会の開発、の三つのテーマが選ばれ、各テーマごとに専門家会議や諮問委員会が開催されている。1982年1月からは新たに五つのテーマが設定され、逐次実施されてゆくことになっている。日本は大学本部の誘致国として、各国からの拠出を条件に、大学基金に対して一億ドルまでの拠出を申し出ており、1980年10月までに9,000万ドルの拠出を行った。日本のほか、これまで八カ国が合計1,800万ドルの拠出を行っているが、大学基金の目標額5億ドルには、はるかに遠い状態である。日本は基金への拠出に加えて、大学本部事務所の借上げ、設備の無償提供などを行っている。なお、日本政府は昭和56年9月18日の閣議で、昭和60年をめどに国連大学の恒久的本部施設を東京・青山に設置することを決定した。

一方、ユネスコにおいては1960年以来、自然科学の諸分野において国際大学院研修講座を先進国に開設して、開発途上国における研究者たちの研究を促進している。わが国は、化学・化学工学の講座を東京工業大学を中心に、微生物学の講座を大阪大学を中心に開設している。1973年からは、東北大学、東京大学、京都大学、および九州大学にも研修生の受入れを開始している。研修期間は1年間であって、1973年からは毎年28名の研修生を受入れている。東京工業大学の場合、1978年までに世界40余カ国からの研究者合計172名が研修を行っている。⁴⁰

III 日本の大学における国際交流

3.1 大学における国際交流の類型化

日本の大学の国際化を考える場合、その中心課題となるのは、①国際化の意識と、②国際化の現実的な方法、の二つであろう。前者の国際化の意識については、すでに詳しく述べたので重複を避け、ここでは現実的な方法として日本の大学の国際交流の類型と現状について述べる。

一般的に教育における国際交流は、教員や学生の交流、出版物の交換などに代表されるように、「人」と「物」とを通して行われる。国際間の大学協力のパターンとして、ユネスコのレポートは前述の如く六つの方法をあげているが、大学における国際交流の形態は大別して、①教職員の交流、②学生の交流、③学術に関する交流、④大学間の提携による交流、⑤芸術・スポーツ・親善等の交流、⑥情報の交流、に分けることができる。ここではこの中から特に、教員、学生、学術の交流に的を絞って現状を述べる。

3.2 教員の交流

(1) 外国人教員の受入れ

広島大学・大学教育研究センターは、「大学の国際化に関する総合研究プロジェクト」の一環として、昭和53年11月に「日本の大学における外国人教員」⁴¹に関する調査を行った。この調査は全国の国公私立大学433校を対象として行われ、最終的に分析に用いられた有効回答数は336校である。表1から表9までは、同調査の結果を分析したものである。これらの結果から、日本における

外国人教員に関する多くの事実を知ることができる。

まず、外国人教員を常勤・非常勤を問わず採用している大学は82%にのぼり、この中で常勤の教員を雇用している大学は57%を占めている(表1、2参照)。非常勤教員のみを採用している大学は24%⁽⁴²⁾であって、外国人教員を全く採用していない大学は18%にとどまっている。次に教員の国籍を見てゆくと(表3参照)、最も高い比率を示すのはアメリカ合衆国であって、全体の約4割を占め、国公立大学よりも私立で高く、とりわけ私立の「少数数大学」の外国人教員の6割弱を占めている。また、外国人教員の9割弱は北米、英国、欧州大陸の国籍を有し、中華民国(4.4%)や韓国(2.7%)を含めたアジア諸国の教員は相対的に少ない⁽⁴³⁾。

外国人教員を専門領域別に見てゆくと(表4参照)、語学が最も多く33%で、「語学及び文学」と答えた者(26.1%)を加えると、約6割が語学系の教員ということになる。したがって所属学部も(表5参照)、外国語学部(32.2%)、文学部(28.5%)、教養部(11.3%)の3学部が多い。担当している授業科目が語学のみ⁽⁴⁴⁾の教員は22%、語学のほかに専門科目を教えている者は56%で、語学とは全く無縁の教員は全体の5分の1にとどまっている(表6参照)。

大学における外国人教員の地位は、何よりもその職名の分布状況に象徴的に示されている。国公立大学では常勤の外国人教員は、「外国人教師」(79.5%)と「客員教授」(18.9%)から構成されているが、私立大学では「教授」(23.7%)、「助教授」(14.7%)、「講師」(15.8%)の職名を持つ教員が54.2%に達している(表7参照)。雇用条件の面から見ても(表8参照)、国公立大学の外国人教員の89%が「期限付雇用」となっている。教授会参加に関する分析によれば(表9参照)、国公立大学では外国人教員の約8割が参加資格を持たないのに対して、私立大学では日本人の大学教員と同等の教授会参加資格と採決権を持つ者が約6割⁽⁴⁵⁾を占めている。

外国人教員の地位に関して、国公立大学において外国人教員は現在のところ、教授会構成員ではない助手の地位までしか任用が認められておらず、現段階において全国で49人の外国人教員が教授・助教授への道を閉ざされたままの状態が続いている。国立大学に283人いる「外国人教師」も、大学と私的契約で雇

表1 教育・研究の国際交流活動

	国立大学		公立大学		私立大学		計		
	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)	
国際交流に関する組織または役職	① あり	59	72.8	5	17.9	78	34.4	142	42.3
	② ない	22	27.2	23	82.1	149	65.6	194	57.7
	計	81	100.0	28	100.0	227	100.0	336	100.0
諸外国の大学等との提携・協力関係	① 結んでいる	23	28.4	6	21.4	58	25.6	87	25.9
	② 結んでいない	58	71.6	22	78.6	169	74.4	249	74.1
	計	81	100.0	28	100.0	227	100.0	336	100.0
外国人教員の採用	① 採用している	79	97.5	24	85.7	172	75.8	275	81.8
	a. 常勤職員採用 b. 非常勤職員のみ採用 c. 内訳は不明	59	72.8	6	21.4	125	55.1	190	56.5
	② 採用していない	20	24.7	17	60.7	44	19.4	81	24.1
	計	0	0.0	1	3.6	3	1.3	4	1.2
	計	2	2.5	4	14.3	55	24.2	61	18.2
	計	81	100.0	28	100.0	227	100.0	336	100.0
外国人教員を 採用していない理由	① 要望がないから	1	50.0	3	60.0	37	82.2	41	78.8
	② 採用が困難だから	1	50.0	2	40.0	4	8.9	7	13.5
	③ その他の理由	0	0.0	0	0.0	4	8.9	4	7.7
	計	2	100.0	5	100.0	45	100.0	52	100.0
外国人教員の増員 またはあらたなる 採用の要望	① 要望がある	53	65.4	6	21.4	49	21.6	108	32.1
	② 要望がない	14	17.3	9	32.1	70	30.8	93	27.7
	③ わからない	11	13.6	11	39.3	82	36.1	104	31.0
	その他	1	1.2	0	0.0	1	0.4	2	0.6
	無回答	2	2.5	2	7.1	25	11.0	29	8.6
	計	81	100.0	28	100.0	227	100.0	336	100.0

出典：「日本の大学における外国人教員」大学研究ノート第43号、広島大学・大学教育研究センター、1980年、p. 5

表3 国籍

	アメリカ	カナダ	ドイツ	イギリス	スペイン	フランス	中国	韓国	朝鮮	その他	計
多人数	13	1	11	8	3	10	4	1	15	66	
少人数	19.7	1.5	16.7	12.1	4.5	15.2	6.1	1.5	22.7	18.0	
計	32.7	2.5	27.7	20.1	8.0	25.2	10.1	2.5	37.6	84.0	
多人数	41.5	3.1	20.0	21.5	0.0	7.7	4.6	0.0	1.6	17.8	
少人数	40.3	2.3	18.3	16.8	2.3	11.5	5.3	0.8	12.2	33.8	
計	81.8	5.4	36.6	38.3	4.6	23.0	10.6	1.6	24.4	51.6	
多人数	68	8	26	10	23	8	4	5	22	174	
少人数	39.1	4.6	14.9	5.7	13.2	4.6	2.3	2.9	12.7	47.5	
計	107.1	12.6	41.8	15.7	26.4	12.2	6.7	7.8	25.4	221.5	
多人数	35	0	5	7	2	1	5	4	2	61	
少人数	57.4	0.0	8.2	11.5	3.3	1.6	8.2	6.6	3.2	16.7	
計	114.8	0.0	13.4	19.2	5.6	2.7	13.4	13.2	5.4	77.7	
多人数	103	8	31	17	25	9	9	9	24	235	
少人数	43.8	3.4	13.2	7.2	10.6	3.8	3.8	3.8	10.4	64.2	
計	146.8	11.4	44.2	24.2	35.2	12.6	12.6	12.6	24.4	299.2	
多人数	143	11	55	39	28	24	16	10	40	366	
少人数	39.1	3.0	15.0	10.7	7.7	6.6	4.4	2.7	10.8	100.0	
計	182.1	14.0	70.0	49.7	35.7	30.6	20.4	12.7	50.8	466.0	

0.0000,0.0000

0.0026,0.0048

表4 専門領域

	言語	文学	言語学	文学	その他	計
多人数	16	18	24	9	67	
少人数	23.9	26.9	35.8	13.4	18.2	
計	39.8	44.8	60.2	22.8	85.4	
多人数	27	9	20	9	65	
少人数	41.5	13.8	30.8	13.8	17.7	
計	68.5	22.6	50.8	22.6	83.6	
多人数	43	27	44	18	132	
少人数	32.6	20.5	33.3	13.6	35.9	
計	74.6	47.5	77.3	31.6	168.4	
多人数	53	27	43	52	175	
少人数	30.3	15.4	24.6	29.7	47.6	
計	83.3	42.4	67.6	81.7	222.6	
多人数	27	10	9	15	61	
少人数	44.3	16.4	14.8	24.6	16.6	
計	71.3	26.8	24.6	39.2	102.5	
多人数	80	37	5	67	236	
少人数	33.9	15.7	22.0	28.4	64.1	
計	113.8	52.4	27.0	95.4	299.9	
多人数	123	64	96	85	368	
少人数	33.4	17.4	26.1	23.1	100.0	
計	156.4	81.4	122.1	108.1	468.0	

0.0000,0.0041

表5 所属学部

	教養部	文学部	外国語学部	その他	計
多人数	6	12	41	6	65
少人数	9.2	18.5	63.1	9.2	18.4
計	15.2	30.7	104.2	15.2	158.3
多人数	20	3	0	35	58
少人数	34.5	5.2	0.0	60.3	16.4
計	54.5	8.2	0.0	95.3	174.0
多人数	26	15	41	123	205
少人数	21.1	12.2	33.3	33.4	34.7
計	47.1	27.2	74.3	156.4	244.7
多人数	5	58	69	38	170
少人数	2.9	34.1	40.6	22.4	48.0
計	7.8	92.2	110.2	60.4	210.6
多人数	9	28	4	20	61
少人数	14.8	45.9	6.6	32.7	17.2
計	23.6	73.9	10.6	52.7	100.0
多人数	14	86	73	58	231
少人数	6.1	37.2	31.6	25.1	65.3
計	20.1	123.2	104.6	83.1	327.0
多人数	40	101	114	99	354
少人数	11.3	28.5	32.2	28.0	100.0
計	51.3	129.5	146.2	127.0	454.0

0.0000,0.0000

表6 授業科目

国・公立	語学		語学十 その他	その他	計
	多人数	少人数			
国・公立	9	43	9	61	
	14.8	70.5	14.8	17.0	
	22	30	13	65	
私立	33.8	46.2	20.0	18.2	
	31	73	22	126	
	24.6	57.9	17.5	35.2	
私立	27	101	44	172	
	15.7	58.7	25.6	48.0	
	19	26	15	60	
合計	31.7	43.3	25.0	16.8	
	46	127	59	232	
	19.8	54.7	25.4	64.8	
合計	77	200	81	358	
	21.5	55.9	22.6	100.0	

0.0034, 0.1913

表8 雇用契約

国・公立	終 身 雇 用	期 限 付 雇 用	客 員 教 授	その他	計
国・公立	0	54	11	1	66
	0.0	81.9	16.6	1.5	18.0
	0	63	2	0	65
私立	0.0	97.0	3.0	0.0	17.7
	0	117	13	1	131
	0.0	89.2	10.0	0.8	35.7
私立	103	59	3	10	175
	58.9	33.7	1.7	5.7	47.7
	26	28	2	5	61
合計	42.6	45.9	3.3	8.2	16.6
	129	87	5	15	236
	54.7	36.9	2.1	6.4	64.3
合計	129	204	18	16	367
	35.1	55.6	4.9	4.4	100.0

0.0000, 0.0000

出典：表2～表9 「日本の大学における外国人教員」大学研究ノート第43号、広島大学・大学教育研究センター、1980年、pp. 24-27

表7 職名

教授	助教授	講師	助手	客 教 授	員 授	外国人 教 師	その他	計
0	0.0	0.0	0.0	0	34.3	64.2	1.5	67
0	0	0	0	2	62	95.4	1.5	65
0	0.0	0.0	0.0	0	105	79.6	2	132
0	0.0	0.0	0.0	25	18.9	1.5	1.5	36.0
70	41	41	3	5	13	1	1	174
40.1	23.6	23.6	1.7	2.9	7.5	0.6	0.6	47.4
17	13	17	0	3	10	1	1	61
27.9	21.3	27.9	0.0	4.9	16.4	1.6	1.6	16.6
87	54	58	3	8	23	2	2	235
36.9	23.0	24.7	1.3	3.4	9.8	0.9	0.9	64.0
87	54	58	3	33	128	4	4	367
23.7	14.7	15.8	0.8	9.0	34.9	1.1	1.1	100.0

表9 教授会参加資格

日本人と 同等の 授決権	決 定	部分 的 採 決 権	採 決 権 が な い	オ ブ ザ ー パ ー	ま つ た く ま ら な い 参 加 資 格	その他	計
3.1	1	4	3	52	2	64	
1	0	5	7	48	3	64	
1.6	0.0	7.8	10.9	75.0	4.7	17.8	
3	1	9	10	100	5	128	
2.3	0.8	7.0	7.8	78.2	3.9	35.6	
109	3	7	5	44	3	171	
63.7	1.8	4.1	2.9	25.7	1.8	47.5	
33	4	5	2	14	3	61	
54.0	6.6	8.2	3.3	23.0	4.9	16.9	
142	7	12	7	58	6	232	
61.2	3.0	5.2	3.0	25.0	2.6	64.4	
145	8	21	17	158	11	360	
40.3	2.2	5.8	4.7	43.9	3.1	100.0	

0.0000, 0.0000

用関係を結び、給与も一般公務員とは区別されている。このような現状に対して、在日韓国・朝鮮人を中心とする定住外国人からの改善の要望は強く、文部省もこの問題に積極的に取り組んではいませんが、「わが国の公務員制度の下では、日本国籍を有することが必要」との見解をとる内閣法制局と議論は並行線をたどり、意見調整も思わしく進んでいない。このため文部省は、議員立法の形で今年4月9日「国公立大学外国人教員任用特別措置法案」を国会へ提出した。⁽⁴⁶⁾

以上の大学教員としての外国人教員の受入れのほかに、少数ではあるが昭和53年から、わが国の英語教育を一層充実させる目的でイギリス人英語指導教員(75人)を招き、大学や高等学校などで助手として英語教育にあたらせている。⁽⁴⁷⁾

(2) 教員の送り出し

a) 大学の外国語担当教員の海外派遣

外国との相互理解の増進及びわが国における外国語教育を改善するため、外国政府との協力により、外国語教育を担当する教員をアメリカ(昭和37～50年)、フランス(昭和38年以降、現在年間20人)、西ドイツ(昭和43年以降、現在年間25人)、イギリス(昭和51年以降、現在年間20人)の各国へ派遣している。⁽⁴⁸⁾

b) 在外研修員

在外研究員制度は、主に国立の大学等の教員を海外の大学または研究所等に派遣し、その専攻する学問分野の調査研究に専念し、教授・研究能力を向上させることを目的としている。この制度は近年急速に充実拡大されており、昭和56年には624人が派遣され、昭和45年(319人)の約2倍に達している。⁽⁴⁹⁾

私立大学教員に関しては、財団法人私学研修福祉会が実施している「在外研究員制度」があり、昭和45年の81人に対して昭和56年には250人の私立大学教職員がこの制度により海外へ派遣されている。⁽⁵⁰⁾

このほか、現在実施されている交流事業の一つに、日米教育交流計画による教育交流事業がある。これは従来経費の全額をアメリカ側負担の下に、日米の学生・研究者等の交流が行われてきたが、昭和54年からは経費折半による共同事業として運営されている。この間アメリカ合衆国に派遣された教育関係者は4,300人に達し、来日したアメリカの教育関係者は1,000人を超えている。⁽⁵¹⁾

c) 私立大学教員の外国留学制度

私立大学の教員に対する 留学制度については、「国庫助成に関する全国私立大学教授会連合」が昭和55年1月に行った調査があり、調査報告書である『全国私立大学白書』⁽⁵²⁾に詳しく事例がまとめられている。調査は留学制度の有無、国内留学と外国留学についての有無、留学期間、資格、助成金、年間人数等の項目について行われている。

まず、制度の有無については、調査協力校107大学の約7割が持っており、留学期間は短期6カ月以内、長期で1年間がほとんどである。資格については、大多数の大学が勤続年数を基準にしており、多くの場合、勤続2年から3年を海外留学への資格にしている。留学に対する助成金、年間人数は各大学によって事情がかなり異なっている。⁽⁵³⁾

3.3 学生の交流

(1) 外国人留学生の受入れ

文部省の統計によれば、わが国の大学等で勉学中の外国人留学生は、昭和45年の4,400人から昭和56年には6,858人と過去11年間で約1.6倍に増えている。しかし、実数は確かに増加しているが、これを先進諸外国における高等教育機関在学者中に占める外国人留学生数の割合で比較してみると、イギリス(11.9%)、フランス(9.5%)、西ドイツ(6.1%)、アメリカ(2.4%)、日本(0.3%)となり、国際比較の上からすると未だ格段の開きがあるといわざるを得ない(表10参照)。

日本における外国人留学生は、わが国から奨学金を支給されている「国費留学生」と、それ以外の奨学金(母国政府や財団等から)または自費で学んでいる「私費留学生」とに区別される。国費留学生は、昭和45年の600人から昭和56年の1,578人と約2.6倍に、私費留学生は、昭和45年の3,900人から昭和56年の5,280人と約1.4倍に増加している(表11参照)。

昭和56年における留学生を在学段階別人数で見ると、約58%が学部へ48%が大学院等へ在学している。これを地域別比率で見ると、国費留学生では61%が、私費留学生では82%がアジア地域からの留学生となっている。さらに、在学段階と地域の関係を調べると、学部生の約80%、大学院生の73%がアジア地域からきていることがわかる(表12参照)。

表10 留学生の主要国における状況(比較)

区分	国名	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	日本	備考
人口 (100万人)		218.06	55.52	61.31	53.28	114.90	ユネスコ統計年鑑1980年版(1978年中央推計)による。
高等教育機関 在学者数(千人)		9,790	492	887	1,103	2,125	1978年(イギリス及びフランスは1977年、日本は1980年)現在の「教育指標の国際比較(56年版)」
留学生(受入)数 (人)		235,544	58,563	54,062	104,317	7,179	1977年(日本は1981年5月)現在のユネスコ統計年鑑(1980年)
国費留学生数 (人)		2,199 (78/79、フル ブライツ奨学 生)	1,317 (75/76、プリ カン英連邦教 育協力留学生)	2,954 (79/80、ドイ ツ大学奉仕会 奨学生)	10,950 (79/80、フラ ンス政府奨学 生)	1,578 (81、国費外国 人留学生)	
国費留学生数 高等教育機関在学者数 (%)		0.022	0.268	0.333	0.993	0.074	
留学生(受入)数 高等教育機関在学者数 (%)		2.406	11.903	6.095	9.458	0.338	
国費留学生数 人口 (%)		0.001	0.002	0.005	0.021	0.001	
留学生(受入)数 人口 (%)		0.108	0.105	0.088	0.196	0.006	

出典：表10、11、12 文部省留学生課「昭和56年度外国人留学生受入れ状況」昭和56年12月参照

日本の大学の国際化（所澤）

表11 (1) 在学段階別外国人留学生数

(昭和56年5月1日現在)

区 分	学 部	大 学 院	短 大	計
国費外国人留学生	186人	1,392人	0人	1,578人
私費外国人留学生	3,788	1,492	321	5,601
計	3,974	2,884	321	7,179

表12 (2) 地域別(学部、大学院、短大別)外国人留学生数

(昭和56年5月1日現在)

区 分 地 域	国費私費別		段 階 別				地域別 比 率
	国 費	私 費	学 部	研 究	短 大	合 計	
ア ジ ア	965	4,617	3,173	2,112	297	5,582	77.8
中 近 東	65	65	47	78	5	130	1.8
ア フ リ カ	79	38	28	89	—	117	1.6
オセアニア	49	34	35	45	3	83	1.2
北 米	89	544	463	164	6	633	8.8
中 南 米	164	133	109	181	7	297	4.1
ヨーロッパ	167	170	119	215	3	337	4.7
計	1,578	5,601	3,974	2,884	321	7,179	100.0

(世界98カ国から受入れ)

次に専攻分野別に昭和55年の統計で調べてみると、国費留学生では全体として理科系が6割を占め、文科系が4割となっている。これを在学段階別に見ると、学部生では文科系が、大学院生では理科系を専攻している学生が多い。私費留学生では、全体的に文科系が多く、学部生・大学院生ともに同様の傾向である。なお国費留学生については、近年受入れ数の中で大学院留学生の占める割合が多くなり、昭和56年には学部生186人に対して、大学院生は1,392人であり約7.5倍となっている。

日本政府は、留学生のさまざまな需要に対処するため国費留学生制度の多様化を行い、昭和54年度には日本語・日本文化研修留学生制度(40人)を、昭和55年には開発途上国における現職の教員を対象として、教員研修留学生制度(60

人)を発足している。私費留学生については、昭和46年度に医療費の補助を、昭和53年には大学院に在学する優れた私費留学生を国費留学生に採用するなど、道を開き、学部学生のうち第3年次以上に在学する成績優秀な私費留学生に対して、学習奨励費を支給するようになって⁵⁹⁾いる。

留学生の生活面での世話については、大学や財団法人日本国際教育協会等が中心になって、留学生用宿舎の設置・運営、民間宿舎のあっせん、日本人との交流等さまざまな事業を行っている。来日前の留学希望者に対する情報提供、および帰国後の元留学生に対するアフターケアが重要な課題となっており、このため在外公館等に対する資料の提供や、元留学生に再来日の機会を与える「帰国外国人留学生短期研究生制度」などが実施されるようになった⁶⁰⁾。

一方、大学における外国人留学生の学習負担を軽減するためと、日本語等の教育の充実を図るために、外国人留学生に関する授業科目等について特例を設け、日本語や日本事情を一般教育科目として外国語科目等に代えて学習できるよう、履修上の便宜が図られることになった⁶¹⁾。

(2) 外国人留学生受入れに関する問題点

日本の大学における留学生受入れ体制は近年大幅に改善されたとはいえ、欧米諸国のそれと比べると未だ不備な点が多い。ここでは具体的に問題となる点について順次述べてゆく。

a) 外国人留学生受入れに関する処遇の質的向上——先進諸国との関係において

日本人が外国へ留学した場合、留学先で言語・習慣の違いや経済的問題で非常に苦勞をすることはよく耳にする話であるが、逆に外国から日本へ留学してくる学生についても同じことがいえる。彼らは母国に比べて、より単一民族文化的色彩の濃い日本において、日本人が外国で生活する時以上に種々の困難に遭遇する。日本にきている留学生の留学目的を調べると、欧米からの学生は日本に関する研究テーマなど、日本の文化・社会に対して何らかの興味を持ってきている研究留学生が多いのに比べ、留学生の大半を占めるアジア諸国からの留学生は、日本を先進国の一つとみなして、卒業・学位の取得を目的に「教育」を受けるために留学してくる。彼らが留学先を決める際、トップグループの学

生は欧米諸国に留学し、日本へは次のグループの学生が留学するなど、未だ留学先としてのprestigeは低い。留学先の選択に関しては、歴史的、文化的、経済的、言語的、将来的、かつ個人的理由等が考えられ、一概に論ずることはできない。しかし、日本の大学における学問・研究の水準が国際的にトップレベルにあり、世界的に貢献する内容のものであれば、留学生はおのずと日本に集まってくる。したがって、日本の大学のアカデミックレベルの向上が最も重要かつ最優先課題であることはいうまでもない。日本はこの点で先進欧米諸国と競合関係にあることをよく認識して、留学生の待遇と環境をより一層整備し、最低限、留学生の遭遇する「物的」悩みだけでも軽減させ、勉学および日本理解の条件を向上させる必要がある。

b) 日本語の問題

いうまでもないことであるが、一部の大学を除いて日本の大学では、授業は日本語のみで行われている。このことは日本語を母国語とする学生にとって好都合なことであるが、外国人留学生、特に非漢字語圏からの学生にとっては非常に困難なことである。ところが、日本に留学して大変な苦勞のすえ習得した日本語も、日本以外の国においてはほとんど用いられないし、帰国後日本語を生かして就職することも難しい。このように日本語には国際通用性の上で問題があり、これが外国人留学生が日本を留学先として選ぶ場合一つの大きな障害になっており、留学生の帰国後の後悔、日本への消極的態度、外国への再留学等へと結びついている。この点に関しては、「留学生のための日本語」を教える教育機関と教育方法を整備して、より効果的に日本語を学習できる道を早急に開発すること、一部の授業を(日本人学生も含めて)外国語で学習可能にすること、の二つの方法が考えられる。この二つの方法をいかに現行の大学教育へ統合してゆくかが早急に解決を要する課題となっている。

外国人留学生に対する日本語教育は現在のところ、国費留学生のうち学部留学生は東京外国語大学附属日本語学校で1年間、大学院留学生は大阪外国語大学留学生別科、または名古屋大学総合言語センター日本語教育コースで6カ月間の日本語教育を受けている。私費留学生は、進学前の1年程度民間の日本語学校に入学する者が多い。なお私立大学では自大学への進学希望者を中心に、

留学生別科または日本語研修課程にて日本語教育を行っている所も多い。

日本の大学で日本語教育の課程を持っている所は、国立では、東京外国語大学・名古屋大学・大阪外国語大学、お茶の水大学・鹿児島大学・千葉大学・東京水産大学・広島大学、私立では、麗沢大学・亜細亜大学・上智大学・国際基督教大学・創価大学・大東文化大学・拓殖大学・東海大学・早稲田大学・慶応義塾大学・南山大学・京都外国語大学・関西外国語大学・近畿大学・天理大学・甲南大学・西南学院大学・長崎総合科学大学等がある。

大学以外で日本の大学への入学志望者を対象とした日本語教育機関としては、国際学友会日本語学校・東京工学院日本語学校・文化学園外国語専門学校・国際学園日本語学校・アジア アフリカ語学院・関西国際学友会日本語学校等、6校がある。上記以外では大学進学とは関係なく、一般成人に対する日本語教育を主たる目的としている日本語教育機関が15校あり⁽⁶⁾、それぞれ在日外国人や海外からの帰還者に対する日本語教育にあっている。

c) 宿舎の問題

宿舎の問題は、留学生の持つ三つの大きな悩み—経済、言葉、宿舎—の一つであり、留学生本人ばかりではなく、日本側受入れ担当者にとっても大きな悩みである。ここ数年国立大学を中心として急ピッチで改善されつつあるが、未だ多くの問題が残されている。すなわち、①国際的水準からすると劣悪な日本の大学寮の問題、②「留学生専用」宿舎の問題、③圧倒的数量不足の問題、④日本人家庭の受入れの問題等が存在する。

外国人留学生在が日本の大学で勉強する場合、日本人学生と同様に（お客様扱いをせず）ごく自然な状態で学生生活を送ってもらうことが、最も望ましいことである。留学生の宿舎についていえば、他の日本人学生の場合と同じように、アパートなど民間の宿舎に入居する方法、学寮など学生専用施設を利用する方法、日本人家庭から通う方法、の三つが考えられる。

これら三つの方法について現状を調べてみると、まず第一の民間宿舎に入居する場合、適当な場所を探すためには時間がかかる、入居準備金（特に関西地域）や家賃が高い、留学生に対して理解のある家主が少ない、などの問題がある。第一の方法に諸々の困難があることから、勢い解決策として第二の学寮等

による方法に期待が寄せられている。国立大学を中心に、日本の大学寮も近年建て直されて改善されつつあるが、未だ国際的水準からすると条件は必ずしもよくはない。留学生は、基本的には日本人学生と同じ学寮に入居すべきであるが、学寮の劣悪な条件や管理運営上の理由のために、他の専用宿舎に入っている場合がほとんどである。現在日本人と同じ学寮に入居している留学生は（国立大学の場合）、43大学で424人、しかもそのうち208人は筑波大学という状況である。⁽⁶¹⁾ 外国人留学生のためには、上記の一般学寮のほかに東京と大阪に日本国際教育協会の運営する会館、昭和57年3月現在14の国立大学に留学生用宿舎（このほかに北海道大学・東京大学で建設中）、他に学友会館など九つの宿舎、合計25の留学生用施設が存在する⁽⁶²⁾（表13を参照）。

これらの留学生用施設に関しては、その多くが「留学生専用」宿舎であって日本人学生がおらず（いたとしても少数）、留学生にとって欠くことのできない「生活を通しての日本人学生との交流」が持てないという問題がある。次に表13からも容易に分かるように、留学生総数に対して圧倒的に絶対量が不足している。特に夫婦者・家族持留学生用施設の不足が著しい。今後、一般学寮の国際的水準へのレベルアップや入居条件の改善、量的拡大、いわゆる「留学生専用」宿舎への日本人学生の入居、既婚学生用宿舎の建設等が急がれている。

最後に、日本人家庭から通う場合であるが、多くの留学生は日本人家庭に住み日本での体験を豊かにしたいと望んでいるが、受入れる家庭が少なく希望に応じきれていない。その理由としては、日本の住宅条件が劣悪で余裕のないことにもよるであろうが、生活習慣や宗教の違いからくるトラブルに対する恐れや、「欧米・白人」とか「女性」に限るなどの条件つきであったりして、大半を占めるアジア系留学生には機会が非常に限られている。この点でも日本社会の留学生に対する理解が強く求められている。

d) 大学における留学生受入れ態勢の問題

アメリカの多くの大学には、留学生の世話を専門にする Foreign Student Office という部門があり、専任のアドバイザー（教員待遇）とスタッフを持ち、勉学上の問題からビザ・宿舎の問題に至るまで、おおよそ留学生の学習と生活に関するすべての問題の相談にのるなどの態勢が整っている。日本の大学にお

日本の大学の国際化（所澤）

表13 留学生宿舍一覽

名 称	収 容 数	室 内 訳	設立年月
(I 国立大学)	(計 1,267人)		
1. 北海道大学留学生会館	45人	单身のみ	昭42. 4
2. 帯広畜産大学国際交流会館	24人	单身 8、夫婦10、家族 6	昭56. 6
3. 千葉大学留学生寮	169人	单身のみ	昭35. 4
4. 東京外国語大学附属日本語学校寄宿寮	60人	单身のみ	昭46. 4
5. 東京工業大学留学生会館	60人	单身50、夫婦10	昭51. 4
6. 横浜国立大学留学生会館	150人	单身130、夫婦10、家族10	昭56. 4
7. 名古屋大学留学生会館	57人	单身50、夫婦 5、家族 2	昭50.11
8. 名古屋大学インターナショナルレジデンス	50人	单身30、夫婦20	昭56.10
9. 京都大学国際交流会館	73人	单身42、夫婦21、家族10	昭57. 3
10. 大阪大学国際交流会館	40人	夫婦24、家族16	昭54. 1
11. 大阪外国語大学留学生寮	86人	单身80、夫婦 6	昭54.10
12. 神戸大学インターナショナルレジデンス	60人	单身52、夫婦 7、家族 1	昭56. 4
13. 九州大学古賀留学寮	13人	单身のみ	昭44. 4
14. 鹿児島大学留学生会館	40人	单身35、夫婦 3、家族 2	昭54. 4
(II 日本国際教育協会)	(計 340人)		
15. 駒場留学生会館	208人	单身のみ	昭32.11
16. 関西留学生会館	132人	单身のみ	昭42. 4
(III その他)	(計 378人)		
17. 東海大学国際会館	64人		昭48. 4
18. 国際学友会仙台留学生会館	51人		昭47. 7
19. 国際学友会京都支部	48人		昭40. 3
20. 関西国際学友会館	61人		昭31. 7
21. アジア文化会館	40人		昭35. 6
22. 広島アジア文化会館	30人		昭43. 1
23. 東南アジア学生寮	30人		昭40.11
24. 国際女子留学生センター	20人		昭42. 8
25. 京都国際留学生の家	34人		昭40. 3
合 計	1,645人		

出典：『コスモス』日本国際教育協会、1982年3月、p. 25

いて留学生担当の事務部門を持っている所もあるが、未だ大学機構の歴史の上では新しく、規模的にも内容的にも充分とはいえず、円滑にその機能を果たしているとはいい難い。今後、JAFSA（外国人留学生問題研究会）の活動などを

通じて、各大学の留学交流担当部門の組織強化、担当者の質的向上、そのための情報の交換・研修等が早急に実施される必要がある。同時に、昭和55年9月に発足した留学情報センターの活動も、留学担当者に対する正確な情報の提供の点から充実が急がれている。

外国人留学生の教育に関しては、昭和55年から国費・私費の別なく、学生経費、実地見学旅行、チューターの実施、課外補講、日本人家庭臨泊（ホームステイ）などの経費が国庫から助成されている。学習指導態勢としては、原則として、指導教員や学生チューターなどを割り当て、学習・研究上の相談にのる制度をとっている。しかし、その制度の実際の運用をめぐる幾つかの問題があり、特に留学生にとって最も身近な相談相手となるチューター制度の充実が最優先事項であり、チューターの年齢（学部留学生には学部生をチューターにするなど）、その適用の期間、報酬、チューターに対する指導体制の組織化などの点について検討の余地が残されている。⁽⁶³⁾

同時に、これは目立たない活動であり組織的に実施しにくいことではあるが、日本人学生が留学生を自分たちの仲間としてつき合うような、学生間の受入れ態勢の確立も必要である。留学生にとって最も必要なのは、心から打ちとけ合い、困っている時には助けとなってくれる日本人友人の存在であって、日本留学の成果や反日感情を左右するのも、ひとえにこの親しい日本人友人の有無にあるといっても過言ではない。

e) 学位の問題

外国人留学生の最も重要な留学目的の一つに、「卒業・学位の取得」があげられる。広島大学・大学教育研究センターの行った、大学院に在学する留学生に関する調査結果によれば、博士課程在学中の回答者の実に91.6%もの者が、博士号を「必要」と答えている。⁽⁶⁴⁾

今や大衆化の段階にある日本の大学における学士号・修士号は、特に東南アジアの各国においては「取り易い」と解され、他の欧米諸国からのものと比べると、「実力のない学士・修士」として評価が低い。⁽⁶⁵⁾逆に日本の大学からの博士号、特に文科系の分野においては、学位を得ることは留学生にとって不可能に近いことである。帰国後の就職または昇格の際に日本よりも学位が重要視さ

れる国においては、せっかく多年苦勞して言葉や習慣の違いを克服し大学院を修了して戻っても、学位がなくてはその成果が報われないことになる。それどころか、学位を持たずに帰国することは、日本の事情を知らない母国の人々にとって、その人が大学院の課程を終了せず、留学に失敗したのではないかとの印象を抱かせ、本人の日本留学に対する後悔へも結びつく。学位の問題、特に文科系分野における博士号の授与は、留学生にとってまさに死活問題であり、博士号の公正な授与基準の設定が重要な課題となっている。日本の大学はこの機に臨んで、国際的水準に照らし合わせて公正な、学士号・修士号・博士号の学位授与基準を（日本人への場合も含めて）検討し直すべきであろう。

(3) 大学入学者選考方法の多様化

日本の大学の国際化を考える場合、一つの大きな問題は入学者選考の方法であろう。ここでは、外国の教育制度により高校またはそれに相当する教育を受けてきた者として、外国人留学生と帰国子女との場合について考える。

大学入学資格としては従来の資格に加えて、昭和54年4月25日の文部省告示により「国際バカロレア資格を有する者で18歳に達した者」、通称「I・B資格」が新たに認められ、以前はごく限られた一部の私立大学にしか応募できなかった、世界各地にある国際学校等の出身者たちにも広く門戸が開かれるようになった。

外国人留学生の選考方法としては、国立大学においては、①全学的に日本人学生とは別の留学生用の特別選考方法（調査書、日本国際教育協会が行う私費外国人留学生統一試験、特別試問、健康診断の結果等によって総合判断）による大学が全国で19大学、②全学または一部の学部において、部分的に特別の選考方法（共通一次学力試験の免除など）を用いている大学が43大学・158学部、③外国人留学生を日本人学生と同じ方法（共通一次学力試験、プラス第二次学力試験等）で選考している大学が合計28大学、現在検討中が3大学となっている⁶⁾。

私立大学については、『私費外国人留学生のための大学入学案内』に掲載の139校中、原則として日本人学生と同じ方法による大学が83校、私費留学生統一試験を必要とする大学が47校、書類および面接またはそのどちらかによる大

学が12校、留学生用特別試験を課す大学が31校、特に日本語力を試験（含作文・小論文）する大学が60校となっている。

表14は、昭和57年度入学試験において、帰国子女を特別枠や推薦入学などによって受入れることを決めた大学・学部およびその人数である。この中で私立の上智大、国際基督教大、慶応大などはすでにかなり以前から実績を持っており、国立では筑波大が4年前から帰国子女に対する推薦入学制度を実施している。

帰国子女の選考の方法としては、京都大学法学部では第一選抜は書類選考、第二次が日本語による小論文と面接。筑波大学では第一次が書類選考、第二次が小論文（または実技検査）と面接、学類によっては日本語のレポートを課している。国際基督教大学においては、日英いずれかの言語で一般入学試験を受けることが可能であり、帰国子女のためだけの特別の試験は行っていない。慶応大学ではペーパーテストは一切行われず、第一次の書類選考で合格した者は、第二次の面接を受ける、参考として日本語の試験を課せられるが日本語の熟達度の判定が第二次選考の目的とはなっていない。入学の時期に関しては、筑波大学と国際基督教大学が4月と9月に入学を認めており、慶応大学が10月に合格を決定して翌年4月末までの間日本語の補講を行っている。

(4) 日本からの留学生の送り出し

日本人の外国大学への留学について正確な実態を把握するのは困難であるが、留学の方法としては、①日本国政府の国費によるもの、②日本国政府以外の内外の奨学金による方法、③各大学の個別プログラムによる方法、④私費による方法等が考えられる。昭和55年には14,279人の日本人が外国に留学しているが、そのうちで日本政府の国費によるものは280人、外国政府等の援助によるもの349人を除いて、残りは民間の奨学金または自己資金によるものである。上記の四つの方法について順を追って簡単に現状を述べる。

a) 日本国政府の国費による日本人留学生

この中には「アジア諸国派遣留学生制度」による者（昭和55年、8人）、「学生国際交流制度」による者（昭和55年、166人）、「教員養成大学・学部学生派遣計画」による者（昭和55年、106人）の三種類がある。

日本の大学の国際化（所澤）

表14 帰国子女を受け入れる大学（57年度）

大 学 名	募 集 学 部 お よ び 人 員
(四ツ谷キャンパス) 上 智 大 学 (市ヶ谷キャンパス)	神学部・文学部・法学部・経済学部・外国語学部・理工学部 各学部若干名
	外国語学部比較文化学科 100名
国際基督教大学	教養学部(人文科学科・社会科学科・理学科・語学科・教育学科) 450名(4月入学、9月入学、推薦入学を含む)
慶応義塾大学	文学部・法学部・商学部・医学部・理工学部 各学部若干名
聖心女子大学	専攻学科は外国語外国文学科・国語国文学科・歴史社会学科・ 哲学科・教育学科 各学科若干名
津田塾大学	英文学科・国際関係学科・数学科 各学科若干名
関西学院大学	神学部・文学部・社会学部・法学部・経済学部・商学部・理学 部 各学部若干名
南山大学	文学部・外国語学部・経済学部・経営学部・法学部 各学部若干名
成蹊大学	文学部・法学部・工学部・経済学部 各学部若干名
法政大学	法学部・文学部・経済学部・工学部・社会学部・経営学部 各学部若干名
清泉女子大学	国文学科・英文学科・スペイン語スペイン文学科・キリスト 教文化学科 各学科若干名
亜細亜大学	経営学部・経済学部・法学部 各学部若干名
筑波大学 (推薦入学)	第一学群・第二学群・第三学群・芸術専門学群・体育専門学群 4月入学(入学定員の25%)、9月入学(若干名)
神戸商科大学	経済学科・経営学科・管理科学科・国際商学科 各学科若干名
青山学院大学 (特別生)	文学部・経済学部・法学部・経営学部・理工学部

(57年度から)

京 都 大 学	法学部
明 治 大 学	政治経済学部
東京理科大学	理学部第一部・薬学部・工学部第一部・理工学部 若干名
東洋女子短大	欧米文化学科 若干名
帝塚山学院大学	日本文学・英文学・美学美術史 若干名
早 稲 田 大 学	法学部・第一文学部・教育学部・商学部・理工学部 若干名

出典：『内外教育』時事通信社、昭和57年4月23日、p. 13

b) 日本政府以外の内外の奨学金によるもの

このカテゴリーには、外国政府等の奨学金によるものが含まれており、フルブライト奨学金留学生（アメリカ）、ドイツ学術交流会奨学金留学生（西ドイツ）、ブリティッシュ・カウンシル奨学金留学生（イギリス）、フランス政府給費留学生（フランス）等がある。これら外国政府奨学金による日本人留学生は、昭和55年には合計28カ国 349人に及んでいる。⁽⁷⁴⁾

その他、この分類に入るものの中には、サンケイスカラシップ給費生、国際ロータリー財団奨学生、国際文化教育交流財団奨学金等による方法がある。

c) 各大学の個別プログラムによるもの

広島大学・大学教育研究センターや大阪経済法科大学・国際部の行った調査によれば、87の日本の大学が外国の大学と教育交流に関する提携・協力関係を持っており、合計で約180の学生交換または派遣プログラムが実施されていて、そのうち約40のプログラムに対しては大学から何らかの奨学金が出されている。⁽⁷⁵⁾ 私立大学の場合は、教育の特色づくりという見地から海外の大学と独自の姉妹校・協力校関係を結んで、学生の交換を行っている所が多い。国際基督教大学・上智大学・早稲田大学などは、以前からこの種のプログラムの実施校として良く知られている。

以上、日本からの留学生の送り出しについて述べてきたが、留学生が帰国して日本の大学に戻る場合、幾つかの問題がある。その一つは単位認定の問題であって、外国の大学で勉強してきても、その単位が必ずしも卒業単位として認められるものではないことがあげられる。ちなみに、昭和54年の段階で外国で修得した単位の互換に関する規程を定めている大学は、全体の4分の1の115校、単位互換の実績人数にして663名（大学院も含む）である。⁽⁷⁶⁾ 第二に、学年歴の違いから、多くの場合1年を無駄にせねばならず、ひいてはこれが就職の際に不利な条件となるケースも多い。第三に、外国の大学を卒業してきた場合、日本企業への就職が困難なこと、たとえ就職できたとしても留学で得た知識・経験等を生かすポジションに恵まれないこと、などがあげられる。

日本人学生の留学先についても、受入れ留学生の8割以上がアジア地域などの発展途上国からであるのに対して、海外へ留学する日本人学生の9割以上

日本の大学の国際化（所澤）

(北米地域66.9%、ヨーロッパ地域24.6%、アジア地域5%)^(注)は欧米先進諸国を留学先としており、未だ「脱亜入欧」の傾向が強い。

3.4 学術に関する交流

研究面に関する国際交流にはさまざまな領域が含まれるが、中教審答申はこの分野で、「学者・研究者の受入れ・派遣の促進」「国際協力研究の推進」

表15 文部省関係事業における研究者交流の現況

派遣

項 目	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度
1 在外研究員等の派遣	876	881	899	915	915
(1) 国立大学 (2)は除く)	560	570	580	597	597
(2) 特別研究機関への派遣等	11	5	13	17	17
(3) 所轄機関	11	11	11	10	10
(4) 公立大学	44	45	45	41	41
(5) 私立大学	250	250	250	250	250
2 研究者の派遣 (国立大学附置研究所等)	32	35	36	41	45
3 日本学士院会員の派遣	3	3	3	3	3
4 国際研究集会	290	300	312	321	321
(1) 国立大学	270	280	290	300	300
(2) 所轄機関、公・私立大学、民間研究機関	20	20	22	21	21
5 日本学術振興会の行う研究者の派遣	184	216	323	315	351
(1) 日米科学技術協力	—	—	97	79	102
(2) 日米ガン協力研究	20	20	20	20	20
(3) 日仏科学協力	12	12	12	12	12
(4) 海外研究施設への派遣	6	6	3	3	3
(5) 海外地域研究センターへの派遣	4	4	4	4	4
(6) 研究者派遣事業	75	75	50	50	50
(a) 英 国	10	10	10	10	10
(b) 米 国	25	25	0	0	0
(c) 西 独	40	40	40	40	40
(7) 研究者交流事業	67	74	93	102	111
(a) ソ 連	21	21	21	21	21
(b) そ の 他	46	53	72	81	90
(8) 発展途上国科学協力事業	—	25	44	45	49
合 計	1,385	1,435	1,573	1,595	1,635

日本の大学の国際化（所澤）

受入れ

項	目	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度
		名	名	名	名	名
1	学者・専門家の招致	12	18	18	18	18
2	外国人研究員の受入れ	23	28	34	45	51
	(1) 共同利用の研究所等	14	19	25	29	34
	(2) 国際交流計画事業	9	9	9	16	17
3	ユネスコ国際大学院研修講座	28	28	28	28	28
	(1) 化学・化学工学コース	14	14	14	14	14
	(2) 微生物学コース	14	14	14	14	14
4	外国学士院等会員の受入れ	4	4	4	4	14
5	中国政府派遣研究員の受入れ	—	—	—	100	120
6	日本学術振興会の行う研究者受入れ	232	257	316	327	340
	(1) 日米ガン協力研究	20	20	20	20	20
	(2) 日仏科学協力	12	12	12	12	12
	(3) 外国人研究者の招致	165	172	211	220	229
	(a) 一般招致	165	172	191	200	209
	(b) 特定国若手研究者招致	—	—	20	20	20
	(4) 日ソ研究者交流に基づく研究者の受入れ	21	21	21	21	21
	(5) 発展途上国科学協力事業	14	32	52	54	58
7	外国人教師・講師等	485	528	570	591	607
	(1) 教師	229	250	274	291	303
	(2) 講師	245	257	274	278	280
	(3) 特別招へい教授	7	15	15	15	15
	(4) 外国人研究員	4	6	7	7	9
合	計	784	863	970	1,113	1,178

出典：『文部時報』文部省、昭和57年3月、pp. 52-53

「日本学術振興会の拡充」「学術情報流通の強化」「学術奨励制度」などの方針を打ち出している。ここでは特に大学と関係の深い、「学者・研究者の受入れ・派遣」「国際協力研究」の領域についてとりあげ現状を述べる。

まず大学院レベルでの研究者の送り出しについて調べてみると、昭和54年度に協定により海外の大学院・研究所において研究指導を受けた日本人大学院生の数は、日本の6大学から海外の23大学・研究所において合計26名となっている。日本の大学で、この種の海外の大学・研究所における研究指導委託に関する規程を整備している所は全国で49大学にすぎない。

次に大学教員や研究者の国費による国際研究集会への参加について調べてみると、表15⁽⁸⁾からわかるように、国立大学教官のための300人分に対して、その他の所轄機関、公・私立大学、民間研究機関用はわずか合計21人分である。これは、私立大学の教員・研究者が海外の研究集会に参加する場合は、独自の資金源に頼らねばならないことを如実に示している。表15は、学术交流関係事業の概要を示したものであり、国費によるこの分野の事業の内容と内訳を知ることができる。

表16⁽⁹⁾は、東京大学の教官が昭和51年度中に教育・研究を目的として外国へ出かけた件数と、逆に東京大学が外国から受入れた学者・研究者の数である。この表から東京大学においては、学者・研究者の交流が大幅な「輸出超過」となっていることがわかる。これを京都大学について調べてみると、やはり同じ昭和51年度中に京都大学の教官で教育・研究を目的に海外に渡航した人数は625人、これに対して京都大学が同年度中に受入れた外国人研究者（単なる表敬訪問を除いて）は276人⁽⁹⁾である。この傾向は実数に大きな違いはあるが、他の大学についても同じことがいえる。問題は外国人研究者のほとんどが自分の集めた資金で訪日していることであり、国立大学において現行の予算の仕組みでは、外国の大学との共同プロジェクト等に使うことのできる財政的裏づけが得られない。

表 16

昭和51年度東京大学教官海外渡航件数			昭和51年度東京大学受入れ外国人研究者数						
地	域	件数	地	域	受入れ数				
ア	メ	リ	カ	439	ア	メ	リ	カ	117
ヨ	ー	ロ	ッ	530	ヨ	ー	ロ	ッ	111
ア	ジ	ア		225	ア	ジ	ア		54
ア	フ	リ	カ	6	ア	フ	リ	カ	2
ラ	テ	ン	ア	18	ラ	テ	ン	ア	4
ア	ラ	ブ		30	オ	セ	ア	ニ	7
オ	セ	ア	ニ	30					
計				1,278	計				295

出典：『IDE』民主教育協会、1978年9月、pp. 87-88

国際協力研究については、各個プログラムごとの実態把握は困難なので、大

表17 大学附置研究所（地域研究・比較文化・国際関係論等）

（昭和50年12月現在）

大 学 名	研 究 所 名	教員数 (人)	蔵 書 数		設置年度
			単行本 (冊)	雑 誌 (種)	
東 京 大 学	東 洋 文 化 研 究 所	32	262,000	2,550	昭和16年
東京外国語大学	アジア・アフリカ言語文化研究所	34	23,890	672	昭和39年
京 都 大 学	東南アジア研究センター	18	10,078	857	昭和40年
神戸市外国語大学	外 国 学 研 究 所	6 (1)	2,921	1,279	昭和24年
慶 応 義 塾 大 学	言 語 文 化 研 究 所	38 (31)	8,794	153	昭和17年
上 智 大 学	国 際 関 係 研 究 所	18 (8)	3,361	79	昭和44年
上 智 大 学	東 洋 宗 教 研 究 所	—	2,000	30	昭和44年
立 教 大 学	ア メ リ カ 研 究 所	5 (5)	3,210	28	昭和14年
立 教 大 学	ラテン・アメリカ研究所	11 (11)	1,200	17	昭和39年
大東文化大学	東 洋 研 究 所	29 (29)	3,000	不 明	昭和40年
拓 殖 大 学	外 国 事 情 研 究 所	9 (9)	5,792	213	昭和30年
愛 知 大 学	国 際 問 題 研 究 所	36 (36)	10,609	318	昭和24年
同 志 社 大 学	ア メ リ カ 研 究 所	4 (2)	7,545	29	昭和33年
関 西 大 学	東 西 学 術 研 究 所	21 (21)	2,396	175	昭和26年
帝塚山学院大学	国際理解教育研究所	10 (10)	186	164	昭和46年

（注）（ ）内は兼任教員数で内数。

（備考） 東洋宗教研究所は機構改革中のため教員数は明らかでない。

国際問題研究所は大学附置研究所ではないがスタッフは大学の教職員で構成している。

出典：『国際交流と大学』関西学院、昭和52年5月、p. 186

学において主にこの種の協力を行う国際関係、比較文化、地域研究等にかかわる研究所の条件を調べてみる。表17は、⁽⁶⁾関西学院大学が行った調査結果であって、この表から国立と私立の大学における内容の違いがはっきりとわかる。国立大学の場合、専任の教員や関係蔵書数も多いのに対して、私立大学の場合は、ほとんどが兼任であり蔵書数も劣っている。このことは、私立大学が研究を中心とした国際協力を行おうとする場合、人的・物的に困難であって、国からの研究援助や施設の共同利用などの方策が必要であることを示している。

3.5 大学の国際交流に関する組織

大学が実際に国際交流を行う場合、大学内にそれを扱う部門が必要なことはいうまでもない。しかし、国際交流に関する需要は日本の大学の歴史において比較的新しく、未だ特別にそのための部門を設けていない所も多い。以下これらの組織を、「国際交流の窓口」となる部門と「教学に関する」部門とに分けて調べてみる。

(1) 「国際交流の窓口」となる部門

広島大学・大学教育研究センターの行った調査によると(表1参照)、学内に国際交流に関する組織または役職を持っている大学は、国立大学で72%、公立大学では18%、私立大学では32%、全体的には42%が国際交流委員会等、何らかの組織を持っている。

各大学における国際交流の窓口となる部門については、実にさまざまな名称が用いられ、その類型化は困難であるが、大別すると、①国際交流課・留学生課型、②国際交流センター・国際部型、③業務分掌型、の三つに分けることができる。もっとも、厳密に言えば、すべての大学が③の、関係部局が業務を分担する「業務分掌型」である。②の国際交流センター・国際部型とは、国際交流業務のほかには教育活動をも行う部門であって、留学生別科や日本語研修課程等を持っている大学に多い。国立大学には、旧帝大を中心に10の大学に(昭和57年度中に岡山大学にも設置予定)国際主幹または国際交流課長が配置され、その下で国際交流事務が遂行されている。

(2) 教学に関する組織

国際交流に関する組織のうち、教育に関係する部門としては、①教育を含む国際交流に関する政策を決定する部門、②日本語または日本事情等を教える部門、③国際交流に関係の深い学部、等があげられる。

まず①の政策決定に関する組織としては、名称はいろいろあるが、「国際交流委員会」に代表される学内委員会組織の場合がほとんどである。②の日本語・日本事情に関する組織としては、大学に併設された日本語学校・留学生別科・国際部・国際交流センター・日本語研修課程・語学センター・語学研究所・大学本科における日本語科目等があり、27大学で留学生のための特別教育を行

っている。⁽⁸⁾③の国際交流に関係の深い、特に将来国際交流に携わるであろう人物の養成に関係すると思われる学部としては、外国語学部(19学部、含国際言語文化学部)、国際関係学部(13学部、含国際政経学部)、教養学部(14学部、含学芸、総合科学学部)が考えられる(カッコ内の数字は昭和57年4月現在での学部数を示しており、これらの学部を合計すると36学部となる)。これを日本の大学で最もポピュラーな文学部(155学部)、経済学部(116学部)(文学部・経済学部の数字には、文理学部・政経学部等の複合学部も含む)の合計271学部と比べると、国際化時代の今日、日本の大学におけるこの分野での養成キャパシティが誠に貧弱であり、今後この領域の充実にいかに真剣に取り組んでゆかなければならないかがわかる。

IV 日本の大学の国際化に対する問題点と課題

日本の大学における国際化の背景と現状について検討してきたが、ここでは問題点をもう一度整理し直し、今後の日本の大学における国際化の在り方や課題について考えてゆく。

本稿において大学の国際化に関してすでに多くの問題点が指摘されたが、それらをまとめると次の五つの点に絞ることができる。①国際化を特殊化する問題、②国益主義型国際交流志向からくる問題、③日本の社会の閉鎖性に根差す問題、④大学の研究至上主義からくる問題、⑤大学の構造——官僚主義による問題、などである。

4.1 国際化を特殊化する問題

日本の大学を国際化しようとする場合、よく見受けられるのが外国人を特別扱いし、良いにつけ悪いにつけ日本人と区別する意識や方法である。確かに求められた場合は、外国人に対して速やかに何らかの援助は必要であろうが、「特殊化」することは国際交流の在り方として望ましくない。国際交流とは、基本的には「そのまま交流可能」であることが肝要である。いつまでも江戸時代における「出島」的国際化・国際交流であっては、大学においてそれを行う教育的意味がなくなってしまう。特殊化の弊害はあちこちに見受けられるが、外国人教師の身分、留学生別科の大学内における特別待遇、留学生だけの専用宿

舎の問題などは、その典型的な例といえよう。日本の大学は、高等教育の国際比較研究に力を入れ、国際的視野に立ってその運営を考えることにより、多くの国内・国外の学生・教職員・研究者たちが、「そのまま自然な状態で交流可能」となるようにその内的・外的条件を変革してゆく必要がある。

教育における国際交流とは、突き詰めていえば、「人間同志のつき合い方」を学ぶということである。外国人との「面倒なかかわり合い」を避け、面倒をなくするために特殊化ばかりやっていると、いつまで経っても国際性を身につけた人間を育成することはできないし、国際交流を行うことにより日本社会自体がよりユニバーサル(普遍的)な社会に変化することもできない。国際性とは、この「面倒なかかわり合い」を通して、「人間同志のつき合い方」の基本姿勢を身につけることにほかならない。⁽⁶⁴⁾

4.2 「国益主義」「研究至上主義」「日本社会の閉鎖性」にかかわる問題

国益主義による問題については、すでに第2章で詳しく述べたので重複を避けるが、明治19年の帝国大学設立に対する国家的目的が、日本の大学の基本的態度に大きく影響を及ぼしている。この「自国主義的」かつ「一方通行的」大学の伝統が、大学教員の間で教育的視野や人類・世界相互主義的視野を欠いた、「先進知識輸入型」「追いつけ追い越せ型」研究至上主義を生み出すに至った。さらに管理・運営の立場から、研究重視の「構造制」の導入、日本社会の閉鎖性などもあいまって、日本の学会が国際学会から孤立して存在するなどの現象を引き起し、この基本的態度が大学における教育としての国際交流を著しく困難なものにしている。すなわち、日本の大学における研究至上主義の意識は、大学における「教育」や「社会に対する奉仕」という目的の軽視にもつながり、「学生の国際交流」などという教育的見地からの発想が出にくいものになっている。また、日本社会の閉鎖性は社会の一縮図である大学においても同様であり、「学閥主義」を生じたり、前述のように、本来国際的であるべき日本の学会が国際学会から遊離するなどの現象を引き起している。この傾向は情報化社会になるにつれて皮肉にも深刻になってきている。

つまり、「①国内の情報マーケットが巨大化し、外国情報の入手が容易となってきたため、学術の世界も益々自己充足的になり、情報生産者は自分を努力

して国際化する必要がなくなった。つまり、今日では国内的活動だけで研究者は自己の活動を充分やってゆける様になった。②かつては国際的名声が国内での評価を決定したことが多いが、今日では、むしろ国内での評価が国際的評価に先行することが普通となってきた。③この様な日本学界全体の国際的地位の上昇にともない、個々の学者は個人としてはかえって国際的活動に対する関心と熱意を失う傾向にある。」

4.3 大学の構造からくる問題

中世ヨーロッパの大学に代表される西欧における大学の伝統とは異なって、近代における日本の大学は政府によって設立された東京大学に始まり、この大学が国公私立を問わず日本の大学のモデルとなった。このような、いわば「国家主導」の下につくられた大学においては、官僚主義が徹底しており、柔軟性に欠け新しい変化に対して即応することが難しい。特に国家公務員としての国立大学教官は、しばしば国際化において、一人の自由な学者としての立場と矛盾を生ずる事態に直面することもある。

また、大学に対する国や大学外からの圧力に対して、教学の自由を確保するために教授会は強力な自治を有し、外部からの変革の要求に対抗する場合が多い。大学の国際化に対して、これを政府・産業界からの大学への干渉と捉え、対応に慎重な大学も多い。

4.4 大学の国際化とは、「国際参加」の視点から大学を「開放」することである

1971年の OECD レポートにおいても指摘されているように、今や日本は世界の国々を自国の利益という観点からだけで見るとは許されない状態にある。今後日本が存続するためにも、世界各国との協力関係が一層重要なものとなり、「世界共同体の一員としての日本」という考え方に基づかなければ、お互いに成り立ってゆかない。今やそのためにも、日本の大学の国際化は観念としてではなく、態度として、また実際のものとして、絶対に不可欠なのである。今日の大学が教員養成の任を一手に担っている点、生涯学習・教育の観点から成人の教育に対する大学の役割が重要性を増しつつある点などを考えると、国際的視野に基づいた人格形成の教育のために、大学は要の立場にあるといっても過

言ではない。

具体的には、「世界共同体の一員」「国際参加」という考え方の必要な社会に相応しい人間を教育するために、外国の大学と「そのまま交流」できるような状態に日本の大学を開いてゆくことである。外国に大学を「開放」する前に、大学は自国の人々に対しても開かれていなければならない。大学の「開放」が行われるためには、同時に日本社会も「異なるもの」に対して寛容になり、開かれる必要がある。したがって、日本の大学の国際化とは、既存のものに部分的修正や改良、または追加をするというものではなく、日本の教育の在り方、大学制度、大学関係者、ひいては日本人全体の「異なるもの」に対する意識に抜本の変革を求める重大な挑戦なのである。

引用リスト

- (1) 中央教育審議会答申『教育・学術・文化における国際交流』文部省、昭和50年
- (2) 平塚益徳「国際化時代とわが国の教育」『文部時報』文部省、昭和55年2月、p.4
- (3) 小林哲也「学校の国際化」『教育の国際化と教育行政』協同出版、昭和53年、p. 140
- (4) 同上、p. 140
- (5) 同上、p. 141
- (6) 同上、p. 145
- (7) 「特集 文教施策の進展——国際交流」『文部時報』文部省、昭和57年4月、pp. 66-67
- (8) 小林哲也『海外子女教育・帰国子女教育』有斐閣新書、1981年、p. 208
- (9) 関西学院広報委員会編『国際交流と大学』関西学院、昭和52年、p. 60
- (10) 同上、p. 60
- (11) 石附 実『国際化への教育』ミネルヴァ書房、1974年、p. 32
- (12) 高橋俊乗『日本教育文化史(-)』講談社学術文庫、昭和53年、p. 67
- (13) Kobayashi, Tetsuya, “The Internationalization of Japanese Higher Education,” *Changes in the Japanese University*, N.Y. : Prager, 1979, p. 166
- (14) 喜多村和之「大学の国際化」『教育の国際化と教育行政』協同出版、昭和53年、p. 182

- (15) 中山 茂『帝国大学の誕生』中公新書、昭和53年、p. 75
- (16) 天野郁夫「大学の国際化と日本化」『大学の国際化』大学研究ノート 第32号、
広島大学・大学教育研究センター、1978年、p. 28
- (17) 同上、pp. 27-28
- (18) 中山 茂、前掲、p. 59
- (19) 天野郁夫、前掲、p. 28
- (20) 同上、p. 28
- (21) 中山 茂、前掲、p. 138
- (22) Kobayashi, Tetsuya, 前掲、p. 168
- (23) 小林哲也『海外子女教育・帰国子女教育』前掲、p. 205
- (24) 小林哲也「学校の国際化」前掲、p. 144
- (25) OECD 教育調査団『日本の教育政策』朝日新聞社、昭和47年、p. 138
- (26) 同上、pp. 131-138
- (27) 中央教育審議会答申『教育・学術・文化における国際交流』文部省、昭和50年、
pp. 5-10
- (28) 同上、p. 24
- (29) 同上、p. 24
- (30) 同上、pp. 34-35
- (31) 喜多村和之「大学の国際化」前掲、p. 186
- (32) 同上、p. 186
- (33) 同上、p. 186
- (34) 同上、p. 189
- (35) 大塚喬靖「国際機関と教育行政」『教育の国際化と教育行政』協同出版、昭和
53年、p. 204
- (36) 前田陽一「大学の国際性」『日本の大学』東京大学出版、昭和43年、pp. 69-70
- (37) 学術国際局ユネスコ国際部企画連絡課「国連大学の現状と将来」『文部時報』
文部省、昭和55年12月、p. 70
- (38) 『内外教育』時事通信社、昭和56年9月22日
- (39) 中教審答申、前掲、pp. 88-89
- (40) 斎藤進六「大学教育の国際交流の問題について」『会報』No. 37、大学基準協
会、昭和53年、p. 61
- (41) 広島大学・大学教育研究センター「日本の大学における外国人教員」大学研究
ノート第43号、広島大学・大学教育研究センター、1980年

- (42) 同上、p. 82
- (43) 同上、p. 81
- (44) 同上、p. 83
- (45) 同上、p. 83
- (46) 『朝日新聞』昭和57年1月4日、2月20日
『内外教育』時事通信社、昭和57年4月16日
- (47) 文部省『我が国の教育水準』大蔵省印刷局、昭和56年、p. 222
- (48) 同上、p. 222
- (49) 同上、pp. 222-224
- (50) 学術国際局国際学術課「学術の国際交流の状況」『文部時報』文部省、昭和57年3月、p. 52
- (51) 文部省『我が国の教育水準』前掲、pp. 223-224
- (52) 国庫助成に関する全国私立大学教授会連合『全国私立大学白書』昭和55年
- (53) 同上、p. 14
- (54) 文部省『我が国の教育水準』前掲、p. 219
昭和56年の統計については下記を参照
文部省「昭和56年度外国人留学生受入状況」昭和56年12月、文部省資料コピー
- (55) 文部省『我が国の教育水準』前掲、p. 219
- (56) 同上、p. 219
- (57) 同上、pp. 221-222
- (58) 広島大学・大学教育研究センター『日本の大学院教育に関する留学生の意見調査』広島大学・大学教育研究センター、昭和57年2月、p. 10
- (59) 前川春雄「在日留学生問題にも配慮を」『コスモス』日本国際教育協会、1981年9月、pp. 45-46
- (60) 日本国際教育協会『私費外国人留学生のための大学入学案内——昭和57年版』日本国際教育協会、昭和56年12月、p. 198
- (61) 上杉道世「留学生受入れ大学めぐり——国立大学編」『コスモス』日本国際教育協会、1981年9月、p. 20
- (62) 光田明正「伸びる留学生交流」『コスモス』日本国際教育協会、1982年3月、p. 25
山本 学「留学生施策の現状と課題」『厚生補導』文部省、昭和57年2月、p. 60
- (63) 京都大学経済学部留学生教育方法検討委員会『留学生の教育・研究指導に関する

- る調査』留学生教育方法検討委員会、昭和53年3月、p. 35
- (64) 広島大学・大学教育研究センター『日本の大学院教育に関する留学生の意見調査』前掲、p. 24
- (65) 川野重任「留学問題あれこれ」『IDE』No. 186、民主教育協会、昭和53年1～2月、p. 29
- (66) 沖原 豊「大学教育の国際化」『厚生補導』文部省、昭和57年2月、p. 21
- (67) 日本国際教育協会『私費外国人留学生のための大学入学案内——昭和57年版』前掲、pp. 61-115 より統計を作成
- (68) 「果たしてどこまで広がるか？——海外帰国子女に対する大学開放」『内外教育』時事通信社、昭和57年4月23日、p. 13
- (69) 同上、pp. 12-14
- (70) 『日本教育年鑑——1982年版』ぎょうせい、pp. 448-449
- (71) 同上、p. 448
- (72) 同上、p. 449
- (73) 広島大学・大学教育研究センター「日本の大学における外国人教員」前掲、p. 5
文部省『大学資料』1980年11月、p. 2
大阪経済法科大学・国際部「私立大学における国際交流」プロジェクト、1982年1月、未刊
- (74) 文部省『大学資料』1980年11月、p. 2
- (75) 『日本教育年鑑——1982年版』前掲、p. 448
- (76) 中央教育審議会答申『教育・学術・文化における国際交流』前掲、pp. 41-44
- (77) 文部省『大学資料』前掲、p. 3
- (78) 学術国際局国際学術課「学術の国際交流の状況」『文部時報』文部省、昭和57年3月、pp. 52-53
- (79) 川名一成「東京大学の国際交流」『IDE』No. 192、民主教育協会、1978年9月、pp. 87-88
- (80) 内藤 貞「国際主幹からみた大学の国際交流」『IDE』No. 192、民主教育協会、1978年9月、p. 91
- (81) 関西学院広報委員会編『国際交流と大学』関西学院、昭和52年、p. 186
- (82) 宮内盈義「大学の国際化にむけて」『文部時報』文部省、昭和55年2月、p. 76
- (83) 国立大学の「日本語・日本事情」学科目に関しては下記参照
光田明正「留学生受入れの現状と問題点」『IDE』No. 186、民主教育協会、1978年1～2月、p. 37

- (84) 大河内弓義「国際交流阻む日本の心情」『朝日新聞』昭和56年6月20日
- (85) 梅棹忠夫『地球時代の日本人』中央公論、1974年、pp. 158-159
- (86) Kobayashi, Tetsuya, "The Internationalization of Japanese Higher Education," *Changes in the Japanese University*, N.Y.: Prager, 1979, p. 183

〈謝 辞〉

この稿を書くにあたって、多くの文献を参照・引用させていただいたが、特に、京都大学・小林、東京大学・天野、広島大学・喜多村、関西学院大学・真鍋の諸先生方からの直接・間接の指導及び先行研究に負う所が多い、記して深く感謝申し上げたい。